

令和6年度鞍手町議会第5回臨時会議録（第1号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和6年10月3日 午後1時00分			的 野 信 之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和6年10月3日 午後2時54分			的 野 信 之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許 斐 英 幸	出	1 1	栗 田 美 和	出
	2	田 中 二 三 輝	出	1 2	西 藤 典 子	出
	3	星 正 彦	出	1 3	篠 原 哲 哉	欠
	4	宇 田 川 亮	出			
	5	野 口 美 恵 子	出			
	6	新 谷 留 晴	出			
	7	的 野 信 之	出			
	8	石 井 大 輔	出			
	9	許 斐 潤 一 郎	出			
	1 0	有 働 徳 仁	出			
出席 12人						
欠席 1人						
欠員 0人						
会議録署名議員	5	野 口 美 恵 子		6	新 谷 留 晴	

職務出席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出	議 会 事 務 局 次 長	加 藤 優	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出	副 町 長	折 尾 敬 敏	出
	教 育 長	外 園 哲 也	出	会 計 課 長	小 長 光 弘 平	出
	総 務 課 長	梶 栗 恭 輔	出	都 市 整 備 課 長	西 生 卓 矢	出
	福 祉 人 権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出	ま ち づ く り 課 長	高 橋 奈 美 江	出
	税 務 保 険 課 長	石 田 克	出	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 田 隆 臣	出
	管 財 課 長	石 田 正 樹	出	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出
	健康こども課 長	沼 野 葉 子	出	教 育 課 長	森 永 健 一	出
	住 民 環 境 課 長	大 村 俊 夫	出			
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

令和6年第5回鞍手町議会臨時会議事日程

10月3日 午後1時開議

第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第65号 専決処分の承認（鞍手町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）

日程第4 議案第66号 鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工請負契約の締結

日程第5 議案第67号 専決処分の承認（令和6年度鞍手町一般会計補正予算 第3号）

10月3日臨時会

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

**○的野信之議長** ただいまから、令和6年第5回鞍手町議会臨時会を開会します。本日の会議には13番議員篠原哲哉議員から欠席の届出がありましたので報告します。

これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則第124条の規定により議長において、5番議員野口美恵子議員及び6番議員新谷留晴議員を指名します。

次に、日程第2 「会期の決定」を議題とします。今期臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。日程第3 議案第65号から日程第5 議案第67号の3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○岡崎邦博町長** 日程第3議案第65号から日程第5議案第67号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第3議案第65号は、専決第7号鞍手町まち重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の承認であります。本議案は、児童手当法施行令の一部を改正する政令が令和6年9月20日に公布され、同年10月1日から施行されることとなったため、鞍手町まち重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年9月25日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて議会の承認を得るものであります。

次に、日程第4議案第66号は、鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工請負契約の締結であります。本議案は、鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、日程第5議案第67号は、専決第8号令和6年度鞍手町まち一般会計補正予算第3号の承認であります。本補正予算は、衆議院の解散に伴う総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が令和6年10月15日公示、10月27日投開票の日程で行なわれる見込みであり、公示日及び投開票日までが短期間となるため、その関係経費について、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年10月1日付で専決処分を行ったものであります。補正の内容としまし

ては、歳出では、２款４項選挙費において、正規職員人件費について、６７万５千円を追加、また、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費について、８５６万９千円を追加しております。歳入では、１６款県支出金衆議院議員総選挙費委託金で９２４万４千円を追加し、歳入歳出予算を調製しております。これにより、歳入歳出それぞれ９２４万４千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ１３１億７、４５８万６千円として、令和６年１０月１日付で専決処分を行ったものについて、議会の承認を得るものであります。

以上が、日程第３議案第６５号から日程第５議案第６７号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○的野信之議長　これから質疑を行います。議案第６５号について質疑はありませんか。田中議員。

○２番（田中二三輝議員）　今回政令の変更改正ということなんですけども、その政令の主な改正内容等を把握されていると思いますので、よろしくお願いします。

○的野信之議長　税務保険課長。

○石田克税務保健課長　お答えをいたします。今回の改正は、令和６年１０月１日より、児童手当法施行例が改正され、児童手当の受給要件である所得制限が撤廃されたことが主な改正内容となります。条例の改正内容につきましては、重度障害者医療費の受給資格要件といたしましては、改正前の所得要件を、今後も維持するための改正となっております。以上です。

○的野信之議長　田中議員。

○２番（田中二三輝議員）　変更前の政令に基づいて今後も支給等行っていくというふうな形だと思いますが、これ、県のほうはも同じ状況で行われると、県事業だから、鞍手町もそれに準じて行うという理解でいいんですか。

○的野信之議長　税務保険課長。

○石田克税務保健課長　お答えをいたします。鞍手町の公費医療制度は、福岡県の補助事業として発足しておりますので、県の要綱が変更になったということで、今回、条例の変更と行うしております。条例内容としては重度障害者医療の要件といたしまして旧児童手当法の施行例の所得要件というものを異議をするということにはなるんですけれども、その際、仮に所得がオーバーになった方がおられた場合については、そういった方につきましては高校生世代までの方には、所得制限を設けていない子ども医療費の支給の対象者となりますので、これによって医療が受けられなくなるという方はおられないということになります。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第65号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第65号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第66号について質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 今回統合するに当たって、統合小学校の中に給食センター等も入ってくると思いますが、その点について、条件整備だとか、あと財源確保の問題だとかというのは、きちっと出来ているのでしょうか。契約に当たってやっぱそこは必要だと思いますので。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。今、ご質問あった件については、もう統合小学校を建てることから、財源等を検討しながら行っておりますので、この中で入っております。給食センターも一緒に考えてきておりますので、その分の財源も一緒に考えて入っております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 何か前回のときに給食センターが学校整備事業のあれに入らないとかいう話も、ちらっと出ていたと思ったんで、その辺の確認をしたかったので、そういう質問しました。それから、今回契約に当たってデザインビルド方式という形になるわけで、今回契約すればね、あと、もうこっちからの手がつかないというか、なかなか今までだったら、基本設計、実施設計等々で、いろいろチェックもできてきたわけですけども、なかなかそこができないような状況でもあります。しかも、70億を超えるような予算が必要ということで、これ以前にも一般質問等でも質問しましたがけれども、ぜひ町内業者ね使ってくれというようなことも言ってきましたけれども、そういった要望等を今後も含めて、入れられるのかどうかというのを教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長     お答えいたします。今、宇田川議員が言われますように、町内事業者の事業参加につきましては、これまでの議会におきましても度々ご意見を頂いているところでございます。本事業につきましては令和10年4月開校という絶対的なゴールがありまして、これまでに類のない規模の大型事業でありますことから、設計施工一括発注、いわゆるデザインビルド方式を採用して事業を進めております。そういった関係上、病院、それから庁舎のときのような分離発注ができないことから、なかなか直接的な町内事業者への発注が難しいということはお答えをしてくれているとおりでございます。基本的には今後、設計が始まってまいります。受注者に対しまして町内事業者の参画につきましてお願いしていくことはもちろんでございますけども、建設業者、事業者だけではなくて、建築資材等についても町内に大きな工場等がございます。そういったものも含めて、地元の事業者に少しでも発注ができるよう、これからの設計の中で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○的野信之議長     宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）     今回の契約金額については、71億8,000、約72億という形になっていますけれども、小学校と全体の事業としては、あと備品買ったりとか、いろいろあるのかもしれませんが、全体的にはどのくらいの金額なんでしょうか。ここ72億として。

○的野信之議長     教育課長。

○森永健一教育課長     お答えいたします。総事業費につきましては、町立小学校の統合の基本計画改訂版のほうの収支予算のほうで計挙げておりますが、約87億5,000万円ということで総事業費のほうは計上しております。以上です。

○的野信之議長     ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第66号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第67号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第67号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。これより委員会審査のためしばらく休憩します。

—— 休憩 13時16分 ——

~~~~~○~~~~~

—— 再開 14時45分 ——

休憩前に引き続き会議を再開します。日程第3 議案第65号を議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員会の審査報告を求めます。西藤民生産業副委員長。

○西藤民生産業副委員長 民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました。議案第65号について、当委員会の審査の経過と結果について報告をいたします。

本議案は、児童手当法施行例の一部を改正する政令が、令和6年9月20日に公布され、同年10月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により所要の改正を行ったものについて、議会の承認を求めるものです。議案第65号について、執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。審査の結果、当局提案どおり、全会一致で承認いたしました。以上です。

○的野信之議長 これから、副委員長報告に対する質疑を行います。議案第65号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第65号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第65号専決処分の承認鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する副委員長報告は承認であります。本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって、議案第65号は、副委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第4 議案第66号及び日程第5 議案第67号の2件を一括して議題とします。本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員会の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

○新谷留晴総務文教委員長 総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第66号について、当委員会の審査の経過と結果について報告いたします。本議案は、鞍手町立小学校統合整備事業設計施工請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。なお、審査において、民生産業委員会も傍聴されていますので、審査の結果については省略いたします。審査の結果、当局提案どおり、全会一致で同意いたしました。以上です。

次に、議案第67号は、衆議院の解散に伴う総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が10月27日投開票の日程で行われる見込みであり、公示日及び投開票まで短期間となるため、その関係費用について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月1日付で専決処分としたことに伴い、議会の承認を求めるものです。議案第67号について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。審査の結果、当局提案どおり全会一致で承認いたしました。以上です。

○的野信之議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第66号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第66号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第66号鞍手町立小学校統合整備事業設計施工請負契約の締結を採決します。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第67号専決処分の承認、令和6年度鞍手町一般会計補正予算第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり承認されました。以上で本日の日程は全部終了しました。これをもって令和6年第5回臨時会を閉会します。

—— 閉会 14時54分 ——

~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長      的 野 信 之

議員      野 口 美 恵 子

議員      新 谷 留 晴